

第10 警察活動と人権

1 拡大する警察活動について

警察は、公共の安全と秩序の維持が本来の職務であるが、戦前の警察がこの本来の任務を逸脱して、国民生活に干渉したという反省に立って、戦後しばらくの間は、その任務の範囲を厳格に規制していた。ところが1970年代以降、警察庁は、個人の生命・身体・財産の保護といった本来の警察活動の範囲を超えて、市民生活の広い範囲にわたってその活動領域を拡大させてきた。

1994（平成6）年の警察法改正では、市民生活の安全と平穏を確保するとの理由で生活安全局が新設され、それ以後、警察と防犯協会が一体となって、全国の都道府県や区市町村で「生活安全条例」の制定が推進されてきた。

2004（平成16）年3月の警察法改正では、刑事局に「組織犯罪対策部」、警備局に「外事情報部」等を新設することを柱とする組織改正を行うとともに、警察の任務として、「国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案」に対処することが追加され、有事立法の整備やイラクへの自衛隊派兵を前提として、有事体制の維持やテロ対策の領域にも警察権限を拡大しようとしている。

2011年（平成23年）10月から、東京都の「暴力団排除条例」が施行され、沖縄県の「暴力団排除条例」も同日施行されたことにより、全国の47都道府県において、暴力団排除条例が施行された。これは暴力団の影響を排除するための条例であるが、暴力団関係者と接点を持つ可能性がある私人も対象としている点で、警察権限の拡大に繋がることは否定できない。

2012（平成24）年7月26日、抗争事件を起こしたりする暴力団を新たに「特定危険指定暴力団」「特定抗争指定暴力団」に指定するなどを盛り込んだ改正暴力団対策法が成立した。今回の改正により、特定暴力団に指定された暴力団の構成員に対する警察権限が拡大したことは明らかである。

政府の犯罪対策閣僚会議は、2013（平成25）年12月10日、「『世界一安全な日本』創造戦略」を決定し、「世界一安全な日本」創造のための治安基盤強化のために、地方警察官の増員等の人的基盤の強化などを行うことを述べている。

このように、警察の活動領域が広げられるとともに、警察官の増員が続いている。

2 警察活動に対する内部的な統制について

1999年（平成11年）から2000年（平成12年）にかけて、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼が大きく失墜したことを受け、国家公安委員会の求めで、同年3月に各界の有識者を構成員とする「警察刷新会議」が発足した。同会議においては、警察の抱える問題点について、様々な角度から議論が行われ、計11回に及ぶ会議を経て、同年7月、「警察刷新に関する緊急提言」が国家公安委員会に提出された。

国家公安委員会と警察庁は、この提言を重く受け止めて、同年8月、警察が当面取り組むべき施策を「警察改革要綱」として取りまとめた。

警察庁は、2008（平成20）年1月、「警察捜査における適正化指針」を策定し、管理部門による取調べ監督制度や苦情申出制度などを新設し、2009（平成21）年4月1日から施行している。これは、2008（平成20）年4月3日国家公安委員会規則第4号「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」として成文化され、また犯罪捜査規範も改正されている。

警察改革要綱策定から10年目に当たる2010（平成22）年9月、国家公安委員会及び警察庁は、これまでの

取組みを総括的に評価し、今後の施策展開の方向性を示すものとして、総合評価書「警察改革の推進」を取りまとめた。

しかしながら、その後も、全国における非違事案が続いたことから、警察庁は、2012（平成24）年4月、「『警察改革の精神』の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会」を設置して、「『警察改革の精神』の徹底のために実現すべき施策」を取りまとめた。その内容は、「被害の不安に困り苦しむ人に応える警察の確立」、「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」及び「警察活動を支える人的基盤の強化」の3点に基づき、12の施策を定めるものであった。

警察庁長官は、この施策を実現するために、警察庁長官通達「『警察改革の精神』の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について」（2012〔平成24〕年8月9日付警察庁甲官発第222号ほか）を发出している。

その後も、警察の不祥事は続いており、これらの施策の実施による現実的効果を注視する必要がある。

3 警察活動に対する監視・是正のあり方

警察活動に対する監視・是正については、まだ内部組織や公安委員会に多くを期待することができない現実のもとでは、警察活動に対する民主的コントロールを目指して、弁護士会、マスコミ、市民グループによる監視・是正の活動が不可欠であり、特に、弁護士会による人権救済申立事件の調査・勧告の活動の強化が重要である。

また、警察官による人権侵害事案については、内部調査に委ねるのではなく、外部の有識者等を入れた調査委員会を設置し、徹底した調査を実施して、その結果を公表する仕組みを創設すべきである。

2016（平成28）年6月3日に公布され、2019（令和元）年6月1日までに全て施行された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第54号）は、取調べの録音・録画制度と通信傍受制度について今後の警察捜査のあり方に大きな変化をもたらすものである。特に通信傍受の合理化・効率化は警察の捜査権限の大幅な拡大に繋がるものであるから、その運用については外部からの厳しいチェックが必要であるし、2019（令和元）年6月から施行された警察本部等での立会人を不要とする特定電子計算機による通信傍受については、その特定電気計算機の仕様が、法が求める機能を満たしており、濫用されるおそれがないかどうか等について外部の専門家によるチェックが不可欠であると考えられる。

さらに、2017（平成29）年3月15日、最高裁判所大法廷判決は、令状なくして、使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて、その位置情報を検索し把握するGPS捜査を違法と判断し、新たな立法が必要である旨判示しており、この種の捜査を抑制しようとしている。

今後の課題としては、弁護士会が市民とともに、新たな刑事立法を含む警察権限のこれ以上の無限定な拡大の動きに反対する運動を組織し、警察の閉鎖性や秘密体質を打破するために、情報公開制度を活用するなど、警察活動を市民の側から監視・チェックする活動を確立、拡大していくことや、警察における内部告発者保護制度の導入に向けた働きかけをしていくことに加えて、GPS捜査を含む監視型捜査について、新たに捜査機関にその権限を付与する刑事立法がなされることに対して、弁護士会が適切に意見を述べ、広範に権限を捜査機関に与えることを防止するとともにその濫用を防止するための措置の導入を求めるなどの活動を行うことなどが考えられる。